



発行 東京都

目次

23

規則

- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部政課）…
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部市町村課）…
- 東京都水道局長委任条項の一部を改正する規則……………（財務局主計部財政課）…
- 東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化スポーツ局スポーツ施設部施設整備第一課）…
- 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局自然環境部緑環境課）…
- 東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部保育支援課）…
- 東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）…
- 東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…
- 東京都漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則……………（港湾局離島港湾部管理課）…

規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十六号

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表3の部(1)の項中「福祉保健局感染症対策部」を「保健医療局感染症対策部」に改め、同表4の部(2)の項中「福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課」を「福祉局障害者施策推進部精神保健医療課」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（二暦日にわたる勤務の取扱い）

3 この規則による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十七号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の二の項を削り、同表四の項から七の項までを次のように改める。

四から七まで 削除

第二条の表二十九の項を次のように改める。

二十九 削除

第三条の表一の項中口を削り、同項ハ中「及び前条の表四の二の項」を削り、同項中ハを口とし、二及びホを削り、同表二の項及び三の項を次のように改める。

二及び三 削除

第三条の表十八の項中「二十九の項イからハまで並びに同表」を削り、同表十九の項を次のように改める。

十九 削除

附則

この規則中第二条の表二十九の項並びに第三条の表十八の項及び十九の項の改正規定は令和五年四月一日から、その他の改正規定は令和六年三月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十八号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第百五十五号）の一部を次のように改正

する。

第二条の表十三の三の二の項を次のように改める。

十三の三の二 削除

第三条の表四の三の項中「並びに同表十三の三の二の項イからハまで」を削り、同表五の二の項を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都水道局長委任条項の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十九号

東京都水道局長委任条項の一部を改正する規則

東京都水道局長委任条項（昭和四十七年東京都規則第二百九号）の一部を次のように改正する。

第二号中「以下」の下に「この号において」を加える。

本則に次の一号を加える。

四 工業用水道事業の清算に関する事。ただし、経理に関する事務については、知事が別に定める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十号

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表一海の森水上競技場の項中「宿泊室」を「多目的室」に改め、同表カヌー・スラ

ロームセンターの項中「トレーニングルーム」を「多目的室」に改める。

別表二海の森水上競技場の項中「更衣室」を「更衣室」に改め、同表カヌー・スラ

ロームセンターの項中「トレーニングルーム」を「多目的室」に改める。

別表三 一の部海の森水上競技場の項中「宿泊室」を「多目的室」に改め、

同部カヌー・スラロームセンターの項中「会議室」を「多目的室」に改め、

「会議室」を「多目的室」に改め、

同表二の部海の森水上競技場の項中「宿泊室」を「多目的室」に改め、同部

「多目的室」に改め、同部

カヌー・スラロームセンターの項中「会議室」を「多目的室」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十一号

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三 一の項中「八十九円」を「八十八円」に、「十円」を「七円」に改め、同表二の項中「一万八千円」を「一万七千八百円」に、「七千六百円」を「七千四百円」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十二号

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成十八年東京都規則第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第十条」を「第十一条」に改める。

第十条中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十三号

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都霊園条例施行規則（平成五年東京都規則第九十九号）の一部を次のように改正

する。

第九条の八第一項第二号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ官督制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）を加え、同条第三項ただし書中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十一条第一項中「使用者の親族の」を削る。

別表第一中

青山霊園	二百八十九万三千円
谷中霊園	百八十九万九千円
染井霊園	百六十八万三千円
多磨霊園	九十二万三千円
八柱霊園	二十万一千円
小平霊園	八十七万六千円

を

青山霊園	二百八十九万三千円
谷中霊園	百八十九万九千円
雑司ヶ谷霊園	二百八十八万八千円
染井霊園	百六十八万三千円
多磨霊園	九十二万三千円
八柱霊園	二十万一千円
小平霊園	八十七万六千円

に改める。

別記第四号様式の二中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都霊園条例施行規則別記第四号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十四号

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書中「ただし」の下に、「東京都立辰巳の森海浜公園に設けられる海上公園施設としての建築物の建築面積の総計は、同公園の敷地面積の百分の二十以下とし」を加え、「百分の十六」を「百分の二十三」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十四条第十号ただし書中「東京都立有明テニスの森公園」を「東京都立辰巳の森海浜公園に設けられる物件等としての建築物の建築面積の総計は、同公園の敷地面積の百分の二十の面積から第六条第一項ただし書に規定する同公園に係る海上公園施設としての建築物の建築面積（条例第六条に規定する海上公園計画による同公園内に設置されるべき海上公園施設の建築面積を含む。）を差し引いた面積を、東京都立有明テニスの森公園」に、「百分の十六」を「百分の二十三」に改め、「第六条第一項ただし書に規定する」の下に「同公園に係る」を加え、「超えない」を「それぞれ超えない」に改め、同条第十一号を削る。

別表第一 一の項中「八百八十五円」を「八百六十九円」に改め、同表二の項中「五万四千四百円」を「五万二百円」に、「十一万八千二百円」を「十一万三百円」に、「九万二千二百円」を「八万七千五百円」に、「五万七千円」を「五万四千円」に、「三十二万六千八百円」を「三十万三千九百円」に、「百九十一万七千七百円」を「百八十七万三千八百円」に、「六十八万六千九百円」を「六十三万八千六百円」に、「十七万六千八百円」を「十五万六千七百円」に、「一万七千三百円」を「一万三千六百円」に、「二万一千二百円」を「一万一千六百円」に、「三十五万九千六百円」を「三十万二千三百円」に、「六百八万二千五百円」を「五百八十三万二千三百円」に、「五百五十一

万六千三百円」を「五百三十万七千四百円」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第二十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二十五号

東京都漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

東京都漁港管理条例施行規則（昭和四十二年東京都規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、条例第八条の規定により甲種漁港施設（船舶給水施設に限る。）を利用しようとする者は、その都度別記第五号様式の三による船舶給水施設利用届を知事に提出しなければならない。

第五条の二第二項中「別記第五号様式の三」を「別記第五号様式の四」に改める。

第七条及び第八条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

別記第五号様式の三を別記第五号様式の四とし、別記第五号様式の二の次に次の様式を加える。

第5号様式の3（第5条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住所  
氏名  
〔法人にあつては、その主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

船舶給水施設利用届

東京都漁港管理条例第8条の規定により、次のとおり利用したいので、届け出ます。

漁 港 名	漁港	船名	丸	総トン数
	住 所	住 所		
船 主 氏 名	住 所 名			
給水希望日時	年 月 日	時 分		
給水予定数量	立カメートル			
連絡先				
備考				
給水日時	年 月 日	時 分	から	まで
給水量	立カメートル			
利用料	円			
摘要				

太線内は記入しないこと。

附則

- 1 この規則は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第七条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都漁港管理条例施行規則別記第五号様式の三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

